

ホームページ管理委員会運営細則

1. 趣旨と目的

- (1) ホームページ管理委員会（以下、「HP 管理委員会」とする）は、会則第 2 条に掲げる目的を実現するために、デジタルメディアを通じて学会の活動を広く一般に発信するとともに、会員の学会活動および相互交流を促進する。
- (2) 会則第 3 条第 3 号二による HP 管理委員会の組織および運営は、本細則によって行うものとする。

2. 組織

- (1) HP 管理委員会は、委員長、副委員長、および委員で構成する。
- (2) HP 管理委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - ① 副会長
 - ② 広報を担当する常任理事
 - ③ デジタル化推進を担当する常任理事
 - ④ その他、委員長が必要と認める者
- (3) 委員長には副会長、副委員長には広報を担当する常任理事が就任する。
- (4) 委員長、副委員長、および委員の任期は常任理事の任期を上限とし、会長の任期を超えないものとする。また、再任は妨げない。
- (5) 委員長に支障があるときには副委員長がその職務を代行する。

3. デジタルメディアの種類

HP 管理委員会は、次のデジタルメディアを取り扱う。

- ① 学会ホームページ（Web サイト）
- ② 学会メーリングリスト
- ③ その他、会長および常任理事会が 1. (1) の目的を達成するために必要と認めたもの

4. デジタルメディアを通じて発信・共有する情報

- (1) 学会ホームページには次の事項を掲載する。
 - ① 日本原価計算研究学会における学会の概要および会則
 - ② 学会役員に関する情報
 - ③ 全国大会、研究部会などの研究発表に関する情報
 - ④ 学会誌に関連する情報
 - ⑤ 学会活動の広報および会員の相互交流に関連する情報
 - ⑥ 学会賞および学会賞審査委員に関連する情報
 - ⑦ その他、会長および常任理事会が 1. (1) の目的を達成するために必要と認めた事項
- (2) 学会メーリングリストには、次の事項を配信することができる。

- ① (1)の各事項に関する情報
- ② その他、会長および常任理事会が1.(1)の目的を達成するために必要と認めた事項
- (3) その他のデジタルメディアに掲載する事項は、(2)における取り扱いに準ずる。

5. 発信と情報共有の手順

- (1) ホームページへの掲載、メーリングリストの配信、またはその他のデジタルメディアにおける情報共有についての操作は、すべて委員長の責任の下で行う。委員長は、掲載または配信した旨を会長に報告する。
- (2) ホームページへの掲載にあたっては、次の手順に従う。
 - ① 4.(1)の各事項については、会長および副委員長の確認を得た原稿を、委員長がホームページに掲載する。
 - ② その他の事項については、委員長が掲載用原稿を受け付け、会長および副委員長の確認を得て、ホームページに掲載する。ただし、委員長は、会長の確認を得る前に、依頼された原稿をホームページへ掲載することの可否をHP管理委員会に諮ることができる。この場合、HP管理委員会が開示を承認しなければ、当該原稿をホームページに掲載することはできない。
 - ③ HP管理委員会は、ホームページに掲載された事項が不適切であると判断される場合に、委員長に対して掲載事項の削除を求めることができる。この場合、委員長はすみやかに当該事項をホームページから削除しなければならない。
- (3) 委員長は、4.(2)に定める事項について、会長の確認を得た原稿を、メーリングリストに配信することができる。
- (4) 委員長は、4.(3)に定める事項については、前項における取り扱いに準ずる。
- (5) 委員長は、HP管理委員会の承認を経て、3.に定めるデジタルメディアに配信する操作を行うための補助者を指名することができる。

6. 注意義務と事故対応

- (1) 委員長は、デジタルメディアを通じて発信する情報の内容を吟味・確認し、社会的倫理規範からの逸脱、個人情報の漏洩に留意するとともに、開示情報に関する意見、クレームなどに対処する。
- (2) HP管理委員会は、次の各号に掲げる情報を公開又は配信してはならない。
 - ① 個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められる情報
 - ② 個人（団体含む）を誹謗、中傷すると認められる情報
 - ③ 第三者に財産的不利益又は精神的苦痛を与えると認められる情報
 - ④ 第三者の権利を侵害する恐れがあると認められる情報
 - ⑤ 不当な差別を助長する恐れがあると認められる情報
 - ⑥ 法令に抵触する恐れのある情報
 - ⑦ 本学会の運営にとって不適切と認められる情報
 - ⑧ 特定の個人又は団体の営利目的の情報

(3) 委員長は、(1) に関して必要なときは、HP 管理委員会を開催するとともに、審議内容および審議結果を会長に報告する。

7. 社会的倫理規範の遵守

デジタルメディアの運用にあたっては、社会的倫理規範を遵守する。

8. 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、会則第 26 条および個人情報取扱規程に則り、個人情報の保護に留意する。

9. 免責事項

デジタルメディアからのリンク等によって他のサイトに移動した際、移動先サイトで提供される情報・サービス、ならびに移動先サイトにおける個人情報の取扱いについては、本学会は一切の責任を負わないものとする。

10. 細則の改定

本運営細則の改定は、常任理事会および理事会の承認を得なければならない。

(附則)

1. 当運営細則は、令和 4 年 9 月 7 日改正学会会則第 3 条第 3 号に基づき制定、同日より実施する。